

広島県告示第二百三十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項の規定によつて、次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとした。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

二 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日

平成二十九年四月一日